

わが国における里親制度の現状と課題

A Study of the Present Conditions and Tasks of the Foster Care System in Japan

(1989年4月7日受理)

畠 中 宗 一
Munekazu Hatanaka

Key words: 児童福祉, 里親制度, 国際比較

Abstract

The purpose of this paper is to consider the present conditions and tasks of the foster care system in Japan, referring to the philosophy of the child welfare services in America and Europe.

I think the philosophy of the child welfare services in America and Europe are the following three points : (1) permanency planning ; (2) adoption as a child welfare system; (3) foster care system is a short-term, but adoption is a long-term.

In this paper the writer tries to consider the present conditions of the foster care system in Japan. Especially the writer tries to consider the following two points: (1) international comparison of the social care system; (2) a set of related factors of barrier to the family care system in Japan.

Referring to the result of the considerations, the writer pointed out the major tasks.

はじめに

里親とは、児童を一時的又は継続的に自己の家庭に預り養育することを希望するものであって、都道府県知事が適当と認定したものをいう。また里親制度の意義については、家庭での養育に欠ける児童に、その全人格を養護、育成するための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、児童の健全な育成を図るものと理解されている¹⁾。いわゆる児童福祉における社会的養護の一方法である²⁾。

ところで、わが国における里親制度に関する研究を概観すると、以下のような傾向がうかがえる。すなわち、(1) 児童福祉の分野において里親制度に関する研究が量的に少ないこと³⁾、(2) さらに実証的な研究となると研究量が一段と減少すること⁴⁾、(3) 都道府県を単位とした里親制度の現状を明らかにしたものが比較的多いこと⁵⁾、(4) 里親制度の不振についてその原因を追求したもの⁶⁾、(5) 里親制度に関する調査研究⁷⁾、などがそれである。これらの諸傾向に含意されることは、里親活動の低調さを反映した研究量の貧困ということであろうか⁸⁾。あるいは児童相談所の措置体系のなかで9割以上を占める施設養護の現実態を反映したものといおうか。どちらにせよ、〈里親活動の低迷—研究の不振〉という構図がいつわらざる事実であろう。

一方、欧米に目をむけると事情は一変する。例えば、CWLA が編集したジャーナル『CHILD WELFARE』誌によれば、児童福祉サービスといえば、里親 (Foster care) や養子縁組 (Adoption) をさ

すといつてよいほど、里親や養子縁組をテーマにした研究がかなり目につく。⁹⁾ わが国と欧米には社会的養護をめぐる現実態に決定的な差異がみられるが、その原因等については、ここでは深入りしない。しかし、欧米における児童福祉サービス、とりわけ里親や養子縁組という方法がどのような理念にもとづいて展開されているかを確認しておくことには意味があろう。しかも、その理念に照らしてわが国の里親制度の現状を考察することにも意味があると考ええる。

いい換えると、欧米の枠組からわが国の里親制度を概観し、その現状と課題について一定の考察を与えることが、本稿の課題である。

I 欧米における児童福祉サービスの理念

ここで理念としてとりあげるのは、以下の3点である。すなわち、(1) パーマネンシィ・プランニング (Permanency Planning)、(2) 児童福祉システムとしての養子縁組 (Adoption as a Child Welfare System) (3) 里親は短期、養子縁組は長期、などがそれである。

(1) パーマネンシィ・プランニング

パーマネンシィ・プランニングとは、養親との関係の連続性を提供することで子どもたちが家族のなかで生活することを保障するように計画された一連の目標に方向づけられた活動を短期間に達成するシステムティックなプロセスであり、かつ生涯の関係を確立するための機会である。¹⁰⁾ いい換えると、子どもたちに安定した親子関係を保障すること、あるいはそれを短期間に達成するためのシステムティックなプロセスをいう。

この概念は、子どもたちが里親たちの間を次から次へとたらいまわしにされている現実に対応したものである。子どもたちが里親たちの間を漂流する (foster care drift) と表現する研究者たちもいる。¹¹⁾ これらの現実が子ども達の発達を不安定なものにすることは確かなことであり、最悪の場合は、子どもたちを死に至らしめることさえある。¹²⁾ すなわち、パーマネンシィ・プランニングという概念が提供する重要な局面のひとつは、実親のところへ戻れなかったり親族によっても養育してもらえない子どもは、最終的にはすべて養子縁組の対象として考えられなければならないということである。¹³⁾

(2) 児童福祉システムとしての養子縁組

わが国において養子縁組を児童福祉の範ちゅうで論議することは、これまで一般的ではなかった。岡村の表現をかりると、「『養育里親』は児童福祉サービスの一つとして評価する人も、『養子里親』は自分の後継者を養育するに過ぎないものとして、社会福祉的意味を認めない、という傾向はひろくみられたものである。ここにも養子法の規定をうけて児童福祉法に養子縁組サービスを取り入れようとしなない否定的無関心の原因を認めることができよう。」ということになる。¹⁴⁾ また副田は社会的養護に関する国際比較研究において、「養子縁組についてまったく触れていないところでは、このデータ (資生堂社会福祉事業財団『要養護児童のための福祉体系に関する国際比較研究』1980) には社会的養護の国際比較のデータとしての欠陥がみられる。」¹⁵⁾ と指摘する。岡村および副田の主張は、養子縁組が児童福祉システムの一方法であるという前提に立ったわが国では例外的なものに属する。

しかし、1987年10月31日厚生省発児第138号『里親等家庭養育の運営について』では、「第二章 養子縁組」をもうけ、養子縁組に関する児童相談所の役割を規定した。この規定は、養子縁組を児童福祉システムとして範ちゅう化したという意味で国際的な動向にも対応したものと評価されよう。¹⁶⁾

(3) 里親は短期、養子縁組は長期

わが国の場合、里親委託児の委託期間の平均は、1983年3月1日現在5.1年となっている¹⁷⁾。一方、アメリカでは、6ヶ月が目標とされる¹⁸⁾。つまり、里親は短期であるべきであり、長期化するケースは養子縁組で対応するという理念である。わが国の場合、里親の長期化傾向は否めないところであり、里親は短期、養子縁組は長期という理念で仕事をしている児童相談所も皆無に等しい¹⁹⁾。

II わが国の現状と評価

表1は、わが国における社会的養護に関するデータである。これによると、1984年の場合、社会的養護を受けている子どもは39,244人、その方法別内訳の実数と比率は、里親に委託されているもの3,297人、8.4%、養護施設に入所しているもの32,820人、83.6%、乳児院に入所しているもの3,127人、8.0%である。後二者を施設養護児童とし、里親養護児童との比率を求めると、里親8.4%、施設91.6%となる。1960年の場合、社会的養護を受けている子どもは47,072人、その方法別内訳の実数と比率は、里親に委託されているもの8,737人、18.6%、養護施設に入所しているもの35,212人、74.8%、乳児院に入所しているもの3,123人、6.6%である。後二者を施設養護児童とし、里親養護児童との比率を求めると、里親は18.6%、施設81.4%となる。

表1 日本における社会的養護 (厚生省)

年度	里親に委託 されている	養護施設に 入所している	乳児院に 入所している	計
1960	8,737 (18.6)	35,212 (74.8)	3,123 (6.6)	47,072 (100.0)
1965	6,909 (16.3)	32,346 (76.2)	3,188 (7.5)	42,443 (100.0)
1970	4,729 (11.9)	31,389 (79.1)	3,551 (9.0)	39,669 (100.0)
1975	3,851 (10.1)	31,237 (81.3)	3,332 (8.7)	38,420 (100.0)
1980	3,188 (8.3)	31,939 (83.6)	3,078 (8.1)	38,205 (100.0)
1984	3,297 (8.4)	32,820 (83.6)	3,127 (8.0)	39,244 (100.0)

1984年と1960年を比較すると、1984年では、里親が10.2ポイント減少している。

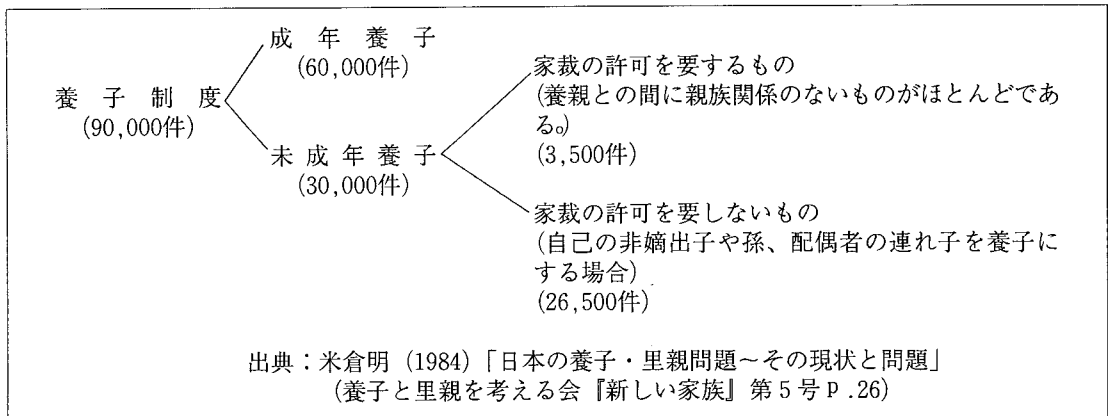
これに対して、外国はどうか、副田の推計によれば、イギリス（イングランドの1976年資料）の場合、家庭的養護を受ける子どもと施設で養護を受ける子どもは、8対2程度に分かれる。同じくフランス（1978年資料）の場合、家庭的養護を受ける子どもと施設で養護を受ける子どもは、9対1程度である。さらに西ド

イツ（1976年資料）の場合、家庭的養護を受ける子どもと施設で養護を受ける子どもは、8対2、あるいは7対3程度になる。²⁰⁾

一方、岡村は、イギリス（1981年資料）とアメリカ（1980年資料）について、家庭養護と施設養護の割合を、それぞれ7対3、8対2と記述している。²¹⁾ここでとりあげたイギリス、フランス、西ドイツ、アメリカのデータには、日本のそれと異なり養子縁組のデータが含まれている。

ところで、日本の養子制度の現状をみると、全体で1年間に90,000件前後といわれる。内訳は、成年養子60,000件、未成年養子30,000件である。未成年養子はさらに、家庭裁判所の許可を要するものと、要しないものから成る。前者は、養親との間に親族関係のない子どもがほとんどである。いわゆる社会的養護を受けている子どもたちと推察される。後者は、自己の非嫡出子や孫、配偶者の連れ子を養子にする場合である。前者と後者の内訳は、それぞれ3,500件、26,500件である。²²⁾（表2を参照のこと）

表2 日本の養子制度



ちなみに1984年度のわが国のデータに、養子縁組3,500を加えて集計すると、表3のとおりとなる。これによると、家庭養護と施設養護の割合は、15.9%対84.1%となる。表1と比べると、家庭養護の割合は7.5ポイント上昇したことになるが、施設養護に偏重したわが国の現状を変えるほどのインパクト

表3 日本における社会的養護 (1984)

養子縁組	里親	養護施設	乳児院	計
3,500 (8.2)	3,297 (7.7)	32,820 (76.8)	3,127 (7.3)	42,744 (100.0)

はもたない。(表3を参照のこと)

以上から判断すると、日本はイギリス、フランス、西ドイツ、アメリカと比較した場合、家庭養護と施設養護の比重が逆転している。つまり、社会的

養護の方法における日本型モデルは施設養護中心型であり、欧米型モデルは家庭養護中心型である。このことは、①日本人には他人の子どもを自分の子どもと同様にして育てることが苦手な人々が多いこと、すなわち、②日本人にとって、子どもはあくまでも「家」の子、家族の子であり、社会の子という観念がきわめて稀薄であることを物語っている。²³⁾

ところで、わが国の家庭養護の普及を疎外している要因は何であろうか。図2は、長谷川重夫「わが国の里親制度の問題点と東京都養育家庭制度」²⁴⁾を手がかりにして、里親活動を疎外する要因連関図をまとめたものである。

まず里親活動を疎外する要因を制度レベルと意識レベルで考える。制度レベルでは、(1)制度的問題、(2)里親研修体制の問題、(3)施設側の問題、(4)里親組織の問題が、意識レベルでは、(1)市民意識一般、(2)受け入れる社会の問題、(3)対象児とその親の問題が、それぞれ要因としてあげられる。以下、各々について説明を加えることにしたい。

[制度レベル]

(1) 制度的問題。いい換えると、福祉行政の専門化の遅滞の問題。具体的には、①日本の福祉行政に里親制度の拡充伸展についての明確な理念と熱意が乏しく、従って実際の施策も貧弱であること、②里親制度推進に実質上の権限をもつ行政デスクに里親制度の意義を理解した専門性の高いリーダーシップを発揮できる人材が配置されている事例が乏しいこと、③児童相談所の整備が非常に立ち遅れており、質量ともに問題が多いこと、また児童福祉司が量的に不足しているばかりか、質的にも専門性の向上が望まれる事例がみられること、④措置費(養育に必要な生活諸費と里親手当など)が十分な水準でない

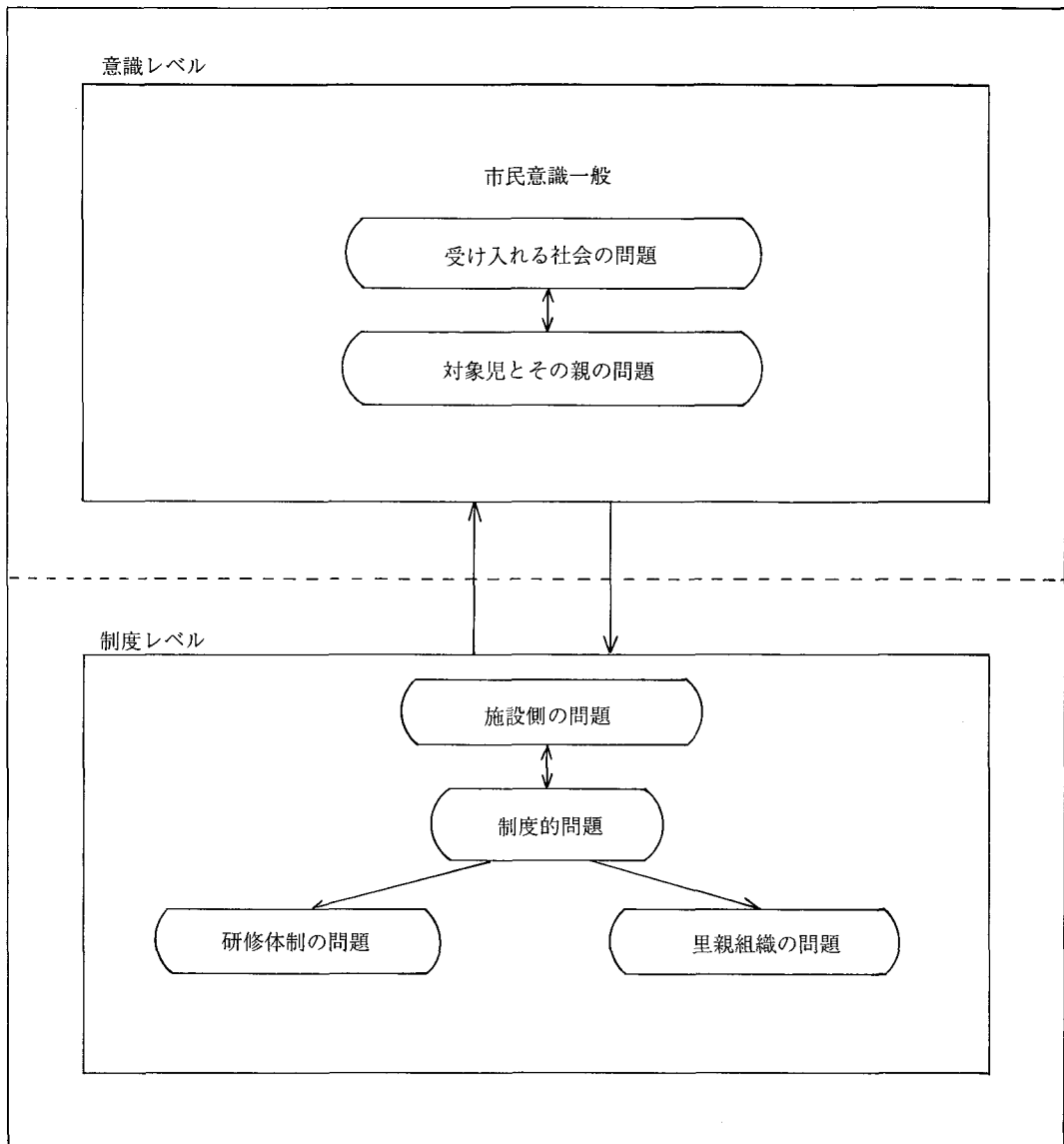


図2 里親活動を疎外する要因関連図

こと、⑤現行関連法制に不備があること、などが指摘されている。²⁵⁾

(2) 里親研修体制の問題。登録が済んだ後の児童委託前ならびに委託後の研修は、一部の都道府県を除いてほとんど行われていないようであること、また行われていても実態は満足すべきものが多いとはいえない状況と推察されること、などがこれにあたる。²⁶⁾

(3) 施設側の問題。総体的にみて施設側に里親制度についての理解が十分であるとはいえず、従って施設から里親へ委託するケースも極めて少ない実態であること、²⁷⁾がこれにあたる。

(4) 里親組織の問題。各都道府県には各々里親会の組織があり、また全国を統合した組織として全国里親会があるが、その組織運営には里親側のリーダーがボランティアとして参画すると共に、多くの

地方では児童相談所職員がこれに加わり援助を行っているが、全般的にあって低調さが目立つこと、ならびに里親養育の優位を強調する一方で、施設養育への批判が過度になり、そのため本来同じ社会的養護のパートナーであるべき施設養育側との連携や協働関係が乏しくなっている事実が多いことも否定できないこと、などがこれにあたる。²⁸⁾

[意識レベル]

(1) 市民意識一般。具体的には、①ミーイズム (me-ism) の浸透、いい換えると、隣人愛精神の稀薄化、②血縁重視の思想がまだまだ根強く存在すること、いい換えると、血縁のない他人の子どもを血縁のわが子同様に愛し得ない大人たちが依然として圧倒的に多いこと、③児童を一人の人格とみる人間性尊重の思想の乏しいこと、換言すると、近年の傾向は、児童の知的能力重視がますます進展しつつあり、そこでは結果として児童が商品価値的に評価され、学校でも家庭でも、意図的または無意図的に偏差値重視、落ちこぼれ切り捨てなどに象徴される人間尊重に反する状況が拡大しつつあること、などがこれにあたる。²⁹⁾ さらに知育重視の延長線上にある「子選び」思想の根底には、イエや里親の体面を傷つけたくない、里親の老後の世話への期待などといった子ども本意でない里親中心の考え方が牢固として存在している場合が多い、³⁰⁾ という指摘には耳を傾けておきたい。

(2) 受け入れる社会の問題。ひとつは、地域社会の偏見である。日本の地域社会では、里親の里子受託をあたたく容認する気風が極めて乏しい状況が多くみられること、すなわち、無視するだけでなく、里子を素性の悪い捨て子、非行の恐れのある施設育ちの子であって、地域の環境を悪化させたり、悪い病気を移される等々の恐るべき偏見をもたれるケースも多く起こっていること、さらに里親に対しても、その福祉活動に敬意を払うどころか、物好きと冷笑したり、果ては養育費目当てとの中傷に合うケースもなしとしないこと。他のひとつは、住宅事情である。経済大国日本がもつ泣き所が住宅事情の劣悪さであり、特に都会地ほど事情が深刻であること、がそれである。³¹⁾

(3) 対象児童とその親の問題。対象児童の問題として、ひとつは、親類縁者がいない孤独な子どもが里子として適当であると考えられるものの、主たる供給源である全国の養護施設には、親など保護者のいない児童はわずか1ないし2%どまりであり、乳児院においてもおおむね同様であること。他のひとつは、施設に在園する児童の場合、非社会的あるいは反社会的問題行動をもつ児童、あるいは知恵遅れ等の問題をもつ児童の比率はかなり高く、そのことが里親登録の手続は完了しても、実際の受託にあたってちゅうちょするケースを多く生ぜしめていること。児童の親側の状況にある問題として、ひとつは、「生みの親より育ての親」の字句どおり、里親に子どもを委託するとわが子を結局奪われてしまう結果になるとの危惧感があること。他のひとつは、親自身の側にも固有の問題をもつケースが多いことなどがそれである。³²⁾

Ⅲ 課 題

以上の論議で明らかにされたことは、次の2点に要約される。すなわち、(1) 社会的養護に関する国際比較データは、わが国の社会的養護の方法が施設養護に極端に偏重していることを示している。

(2) 里親活動を疎外する要因連関が制度レベルと意識レベルで整理されたことである。従来の研究のなかに、里親活動不振の理由を意識レベルで論議する傾向が多くみられたが、制度レベルにも多くの問題があることを指摘しておきたい。この2点を踏まえうえて、以下里親制度をめぐるいくつかの課題

を提示したい。

(1) 里親活動を疎外する要因分析から促進要因の分析へ。従来の里親活動を疎外する要因の分析は、意識レベルのことが多く議論され、制度レベルの着眼が稀薄であったことを反省しなければならないが、どうも要因の指摘は適切であっても、そのような要因によって里親活動が疎外されているという事実を容認する傾向が強くなり、それらの疎外要因を排除して、里親活動を促進させるというかたちでは機能してこなかったように思われる。とりわけ、意識レベルの要因については消極的な対応が一般的ではなかったか。これらの一般的傾向に対して、里親活動を促進する要因の分析が必要なのではないか。いい換えると、現在里親活動に従事している人々に共通の属性はあるのか。あるとすれば、それは一体どのような属性か。いわゆる里親の人間像に関する研究が必要である。³³⁾

(2) 日本における施設ケアの評価。社会的養護に関する国際比較データからも明らかなように、わが国の社会的養護の方法は施設養護に極端に偏重している。いい換えると、先進国の多くが施設養護から家庭養護へその比重を移行させてきているのに対し、わが国は依然として施設養護に固執しているとしてもいおうか。これは、わが国の福祉政策が公的な福祉行政に多くを依存していることと無関係ではあるまい。つまり、社会的養護の方法として何かを選択する場合、「子どもにとってより良い方法」というよりも「行政にとって効率的な方法」という考え方が強いのではないか。ここにも日本社会全体がもっている伝統的な効率性信仰が反映されているように思われる。その意味では、先進国が施設養護から家庭養護へと変遷していったプロセスを確認しておくことは意味があろう。この点についての深入りは避けるが、施設養護が隔離主義を反映し、隔離主義がある種の効率主義を反映すると考えると、いわゆるノーマリゼーションの思想は、必ずしも効率的な思考様式ではない。多分、効率主義にこだわると、人間的な要素が欠落していくということか。福祉行政における効率性信仰が弱まらない限り、家庭養護という方法は普及しないのではないか。

(3) 啓蒙活動における発想の転換（ここでの里親制度に関する論議は、短期里親を前提とする。また短期とは6ヶ月以内が目標とされる。）ひとつは、職業としての里親という視点である。例えば、イギリスにおける里親増加の理由として、①里親の活動が広く報道され、出版物が読まれるようになってきたこと、同時に、里親が社会に働きかけてきたことが実を結び出したこと、②女性の就職口が少なく、³⁴⁾ 困難になってきた時に、里親という役割が女性のなかで再評価されてきたこと、などが指摘されているが、とりわけ②の視点に注目したい。職業としての里親という視点が成り立つためには、里親手当の保障が前提となる。しかもそこでは短期里親に対して、ある程度の専門性も要請される。その社会資源の開発には、例えば保育資格者を視野に入れることも一考であろう。ふたつは、子育てを楽しむという視点の強調である。核家族の子育てには「育児ノイローゼ」という表現に象徴されるように、子育ての大変さが強調されてきた。事実、子育てが大変なものであることは確かである。しかし、反面その大変さと同様、子育ての楽しみを感じさせる視点があってもよいのではないか。実際、里親活動に積極的に³⁵⁾ 従事している人々から「子育てを楽しむ」という表現がきかれる。

(4) 法技術の貧困。米倉は、「里親の権利義務をはっきりさせ、とくに子どもの養育にふさわしくない実親の親権を制限する、場合によっては親子の法的関係を終了させることについても立法がなされる必要がある。ここまでしないと里親になってくれと頼まれる方もちゅうちょするだろう。これを克服したうえでないと、日本人は困っている子どもを助けたりはしない、そういう国民性なのだということ³⁶⁾ は早計なのである。」という。いわゆる法技術レベルの問題解決が要請される所以である。

おわりに

欧米における児童福祉サービスの理念としてとりあげた(1)パーマネンシ・プランニング、(2)児童福祉システムとしての養子縁組、(3)里親は短期、養子縁組は長期のそれぞれは、わが国の児童福祉サービスの分野ではほとんど理念化されていない状態である。ただひとつ、(2)の児童福祉システムとしての養子縁組だけが、一般化される可能性をもっている。しかし、より大事なことは、パーマネンシ・プランニングという理念が、児童福祉サービスの分野で定着することである。このことが実現できれば、わが国でも家庭養護はより促進されるのではないか。一般に、子どもたちのパーマネンシ・プランを創るために障害となっているものは、システム(制度)に関連したものと個々のケースに関連したものに分かれる。オレゴン・プロジェクトによって分析された7つの障害のうち6つまでがシステムに関連したものと報告されているが、³⁷⁾わが国の場合もまずシステムに関連したものから改革されるべきであろう。

付 記

本研究は、中国短期大学特別研究費及び全国保母養成協議会中四国ブロック研究助成を受けておこなったものの一部である。なお本稿は、第36回日本社会福祉学会(於:東北福祉大学、1988年10月)において口頭発表したものに加筆訂正をおこなったものである。

<注>

- 1) 「里親等家庭養育の運営について」(厚生省児童家庭局編『児童福祉六法』1988年版 中央法規 pp.104-105)
- 2) 社会的養護は、家庭的養護と施設養護に分かれる。前者は、さらに養子縁組里親と養育家庭里親に分かれる。後者は、乳児院、養護施設がそれにあたる。東京都の場合、さらに養育家庭の中から一定の条件を備えたものを指定し、4～6人の小集団で養育するファミリーホーム、養護施設の分園として地域の一般住宅で6人程度の小集団で養育するグループホーム、中学を卒業し就職するために養護施設等を退所した児童が、社会的・精神的に自立するまで生活する自立援助ホームなどがある。以上を体系化すると、図1のとおりである。
- 3) 児童福祉の分野で、例えば保育問題と養護問題の研究量を比較すると、保育問題に関する研究が圧倒的に多い。相対的に研究量の少ない養護問題のなかでも、里親制度に関する研究は極端に少ない。
- 4) 松本武子(1972)『児童福祉の実証的研究』誠信書房、松本武子編(1977)『里親制度～その実践を展望～』相川書房、松本武子(1980)『児童相談所と里親制度』相川書房、松本武子(1984)「日本の里親制度とその問題点～実証研究を通して～」(『新しい家族』No.4、養子と里親を考える会)、松本武子(1986)「里親制度に関する研究」(『聖徳学園短期大学研究紀要』No.19)などは数少ない実証研究に数えられる。
- 5) 伊藤康志(1986)「北海道における里親活動の研究」(『旭川大学女子短期大学紀要』No.11)、上井薫(1986)「東京都の里親制度の現状」(『新しい家族』No.9)、上出弘之(1986)「東京都の児童相談所に

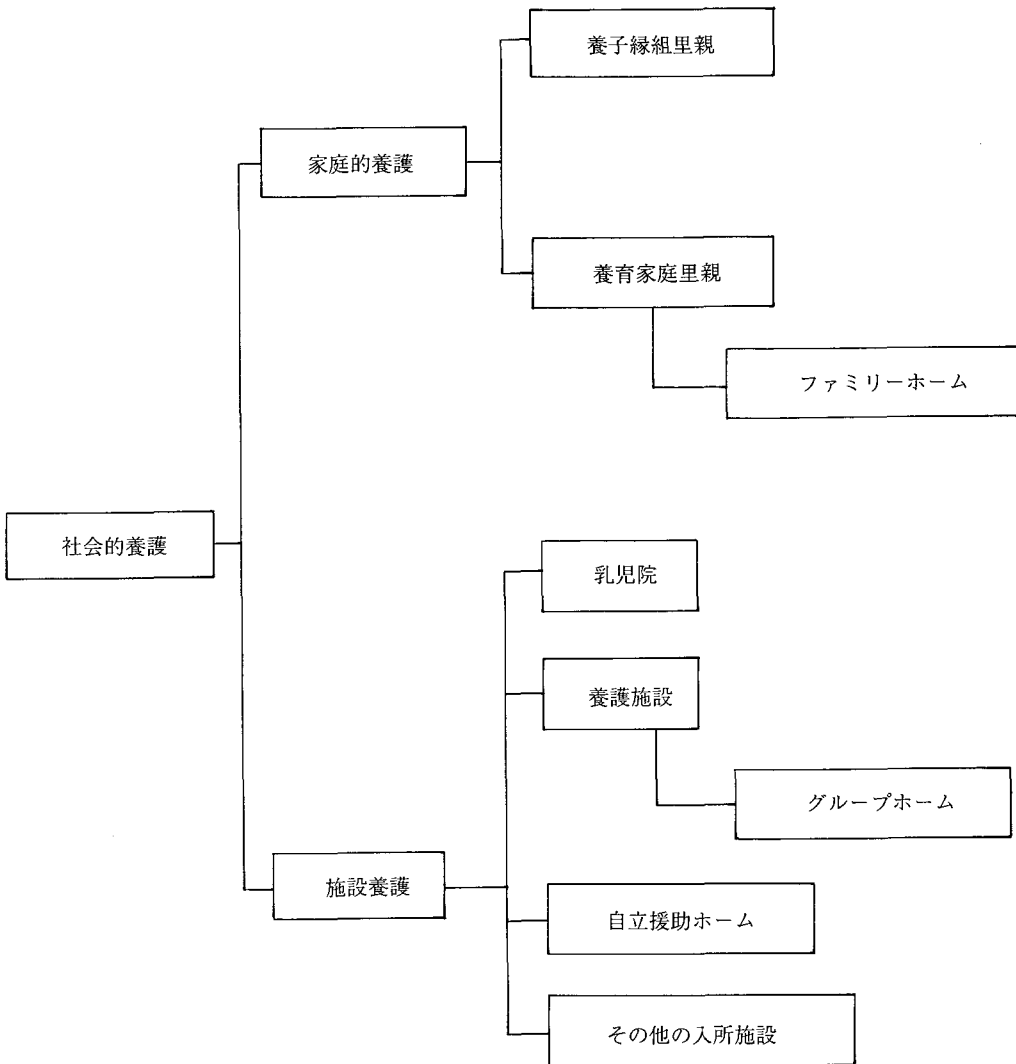


図1 社会的養護の体系

おける里親委託の問題～特に養子縁組里親への取り組みについて～(『新しい家族』No. 8), 黒部一允 (1988)「神奈川県の子親制度」(『新しい家族』No.12), 松本武子 (1974)「北海道の子親制度」(『社会福祉』No.17, 日本女子大学文学部社会福祉学科), 松本武子 (1976)「東京都の子親制度」(大久保満彦教授古希記念論文集『現代社会福祉学』八千代出版), 水上秋晴 (1988)「埼玉県の子親制度」(『新しい家族』No.12), 宮城県民生部 (1971)『宮城県における子親制度の現況』, 村岡末広 (1984)「東京都における養育家庭制度の取り組みについて」(『月刊福祉』Vol. 67, No. 11), 高月波子 (1983)「子親制度運用の現況～大阪市の場合～」(『大阪市社会福祉研究』No. 6), 高月波子 (1985)「大阪市児童相談所における子親業務」(『新しい家族』No. 6), 東京都福祉局児童部 (1983)『東京都の養育家庭制度10年の歩み』, 東京都福祉局 (1984)『東京都ファミリーグループホーム施行制度に関する中間報告書』, 東京都児童相談センター (1983)『1981・1982年度子親委託をめぐって～都における社会的養護需要の将来推計～

養育家庭制度推進のための提案』, 山本正憲 (1986) 「我が国及び岡山県における里親制度運用の実態」 (『岡山商大経営研究所報』 No. 7) などを参照のこと。

- 6) 小笠原平八郎 (1967) 『里親保護～その研究と実践～』 川島書店 pp.88～93. 松本武子 (1972) 『児童福祉の実証的研究』 誠信書房 pp.383～387. 米倉明 (1984) 「日本の養子・里親問題～その現状と問題～」 (『新しい家族』 No. 5, p.29) などを参照のこと。小笠原は, ①わが国の家族制度による排他的因習によって, とかく里親になるような人はいないのではないかと, という観念にとらわれてしまっていたこと, ②現行の施設が定員を満たしていないのに, どうして里親を啓もう募集しなければならないのかという疑問, ③未委託里親が多くあるのに里親発見活動をするのはどうかとの考え, ④里親が子どもを十分に養育できなかったケースが多かったために, 里親委託は危険であるとの考え, ⑤活動地域範囲の問題, を指摘する。松本は, ①わが国家族制度の伝統的傾向によるもの, ②児童福祉司が専門に責任をもち積極的に活動するような機構になってはならず, 予算も組まれていないこと, ③PRの不足, を指摘する。米倉は, ①自分さえよければよく, 困窮者には目を向けようとしないライフスタイルが浸透していること, ②法技術の貧困 (里親の権利義務をはっきりさせ, とくに子どもの養育にふさわしくない実親の親権を制限する, 場合によっては親子の法的関係を終了させることについても, 立法がなされることの必要性), を指摘する。
- 7) 荒川昭一 (1987) 「養親のアンケート調査と秋田県の里親制度」 (『新しい家族』 No.10), 有留武司 (1986) 「養子縁組里親委託状況調査」 (東京都児童相談センター 『児童相談』 No. 8), 伊藤康志 (1986) 「北海道における里親活動の研究」 (『旭川大学女子短期大学紀要』 No.11), 家庭養護促進協会 (1984) 『成人里子の生活と意識～里親家庭における親子の追跡調査～』, 家庭養護促進協会 (1988) 『新しい里親像を求める～里親家庭における里父母の生活意識調査報告～』, 大阪市城東区社会福祉協議会 (1978) 『里親開拓のための児童福祉～ (特に里親制度) に関する意識調査報告書』, 大阪市中央児童相談所里親委託追跡調査研究会 (1986) 「大阪市における里親委託の追跡調査研究1～養子縁組ケースについて～」 (『大阪市社会福祉研究』 No. 9), 埼玉県里親会 (1986) 「里親制度推進に関するアンケート調査報告」 (『いとご』 No.32), などを参照のこと。
- 8) 家庭養護促進協会大阪事務所及び神戸事務所の活動は, 日本全体からみると例外的なケースにあたる。
- 9) 例えば, K. S. Eastman, 'Foster Families: A Comprehensive Bibliography' "CHILD WELFARE" Vol. LXIV, No. 6. 1985. pp. 565-585. L. Murray, 'A Review of Selected Foster Care-Adoption Research from 1978 to Mid-1982' "CHILD WELFARE" Vol. LX III, No. 2. 1984. pp. 113-124. を参照せよ。
- 10) A. Maluccio & E. Fein, 'Permanency Planning and Adoption' in "Adoption in Canada" P. Sachdev. (ed.) Toronto, ON, Canada: Butterworth and Co., 1983.
- 11) K. Miller, E. Fein, G. Bishop, N. Stilwell, C. Murray, 'Overcoming Barriers to Permanency Planning' "CHILD WELFARE" Vol. LX III, No. 1. 1984. p. 46.
- 12) 全国里親会編 『里親読本シリーズ 外国における里親制度～アメリカ編』 1976. pp.126-129. におけるトミーの事例を参照せよ。
- 13) K. Miller, E. Fein, G. Bishop, N. Stilwell, C. Murray, Ibid., p. 46.
- 14) 岡村重夫 (1985) 「社会福祉サービスとしての養子縁組」 (家庭養護促進協会 『家庭養護の理論と実践』 pp.22～23)
- 15) 副田義也 (1986) 『世界子どもの歴史 11 現代』 第一法規 p.244.

- 16) 「里親等家庭養育の運営について」(厚生省児童家庭局編『児童福祉六法』1988年版 中央法規 pp.111)
- 17) 厚生省『養護児童等実態調査』(1983年3月)
- 18) THE UNIVERSITY OF MICHIGAN THE SCHOOL OF SOCIAL WORK CONTINUING EDUCATION IN THE HUMAN SERVICES, “TEMPORARY FOSTER CARE PROJECT ”
- 19) 家庭養護促進協会は例外的なケースである。家庭養護促進協会大阪事務所『養子里親ケースワークマニュアル』1988, を参照せよ。
- 20) 副田義也(1986) Ibid., pp. 239-247. 畠中宗一(1987)『養護問題と児童福祉』(井上肇・野口勝己編『幼児教育・保育講座10 児童福祉』福村出版 pp.159~162)を参照せよ。
- 21) 岡村重夫(1987)「児童福祉サービスとしての養子縁組」(『新しい家族』No.10. p.2)
- 22) 米倉明(1984)「日本の養子・里親問題～その現状と問題」(『新しい家族』No.5, p.26)
- 23) 副田義也(1986) Ibid., p. 246.
- 24) 長谷川重夫(1984)「わが国の里親制度の問題点と東京都養育家庭制度」(『新しい家族』No.4, pp.21~26)
- 25) 長谷川重夫(1984) Ibid., pp.23~25.
- 26) 長谷川重夫(1984) Ibid., p.25.
- 27) 長谷川重夫(1984) Ibid., pp.25~26.
- 28) 長谷川重夫(1984) Ibid., p.26.
- 29) 長谷川重夫(1984) Ibid., p.21.
- 30) 長谷川重夫(1984) Ibid., p.21.
- 31) 長谷川重夫(1984) Ibid., p.23.
- 32) 長谷川重夫(1984) Ibid., p.22. 親自身の側の固有の問題としては、例えば精神疾患にかかっている等である。
- 33) 例えば、家庭養護促進協会(1988)『新しい里親像を求める～里親家庭における里父母の生活意識調査報告』は、その調査目的を①どのような人たちが里親となりうるかを分析し検討すること、②これからの地域のなかから新しく里親を発掘し、育成していくための効果的な方法をさぐること(p.5)と述べている。また副田義也「あしながおじさんの人間像」(玉井義臣編『あしながおじさん物語』サイマル出版会1985 pp.190~215)も、里親の人間像にアプローチするひとつの方法として有効であろう。
- 34) 岩崎美枝子(1981)「イギリス～その人と福祉」(家庭養護促進協会編『あたらしいふれあい～親と子の絆をもとめて～』晃洋書房 p.241)
- 35) 例えば、家庭養護促進協会(1984)『育てる』No.19. p.18. 家庭養護促進協会(1988)『新しい里親像を求める～里親家庭における里父母の生活意識調査報告』p.91. を参照せよ。
- 36) 米倉明(1984)「日本の養子・里親問題～その現状と問題」(『新しい家族』No.5. p.29)
- 37) K. Miller, E. Fein, G. Bishop, N.Stilwell, C. Murray(1984) ‘Overcoming Barriers to Permanency Planning’ “CHILD WELFARE” Vol. LX III, No. 1. p. 47.